大田原市若年者の在宅ターミナルケア支援事業のご案内

若年者のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して療養生活を送ることができるよう、在宅サービス利用料を一部助成し、患者様とご家族様の負担を軽減します。

対象となる方

he

大田原市民で、次のすべてに該当する方が対象です。

- ●18歳以上40歳未満の方
- ●がん患者で、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みが ない状態に至ったと判断した方で、在宅生活の支援及び介護が必要な方
- ●他の制度において同等の助成または給付を受けることができない方

サービス内容

介護保険指定事業所等による次のサービスが対象となります。

- ●訪問介護 身体介護、生活援助、通院等乗降介護
- ●訪問入浴介護
- ●福祉用具貸与の種類車いす、車いす附属品、特殊寝台、特殊寝台附属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり・スロープ(工事を伴わないもの)、歩行器、歩行補助つえ、移動用リフト(つり具を除く。)、自動排せつ処理装置、

その他必要と認められるもの

●福祉用具購入の種類 腰掛便座、自動排せつ処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、 移動用リフトのつり具の部分、その他必要と認められるもの

助成金額

1か月あたりのサービス利用料に対し、サービス料の9割に相当する額を助成します。 (最大で月額54,000円です)

生活保護を受けている方は、サービス料の10割に相当する額を助成します。

(最大で月額60,000円です)

※助成額を上回る利用料等については自己負担となります。

【申請・請求窓口、問合せ先】

大田原市 保健福祉部 健康政策課 健康政策係

〒324-8641 大田原市本町1-4-1本庁舎 3階

電話:0287-23-8704 メールアドレス:kenkou@city.ohtawara.tochigi.jp

ご利用方法の流れ

1. 利用申請

次の書類を大田原市役所健康政策課に提出してください。

- ・「大田原市若年者在宅ターミナルケア支援事業利用申請書兼同意書」
- ・「意見書」(意見書の作成料は、利用者負担になります。) ※申請日以降のサービス利用料が助成の対象となります。

2. 利用決定の通知

提出された申請書等の内容を審査し、適当と認められた場合は、大田原市若年者在宅ターミナルケア支援事業利用決定通知書を送付します。

3.サービス利用の開始

サービス提供事業者に依頼し、サービス利用を開始してください。 なお、利用決定された場合、利用申請日にさかのぼって助成対象になります。

4. サービス利用料の支払

サービス提供事業者から請求された額をいったん全額支払っていただき、市 への請求後に助成額を支払いする償還払いとなります。

5. 助成金の請求

次の書類を大田原市役所健康政策課に提出してください。

- ・「大田原市若年者在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書」
- ・サービス利用の領収書
- ・明細書(利用者の名前・サービス内容・利用回数・金額が記載されたもの)
- ・委任状(請求及び受領を委任する場合は、委任状が必要です。)

6. 助成金の支払い

請求内容を審査後、大田原市から指定口座に助成金を支払います。

※各請求書等は、大田原市ホームページ「若年者の在宅ターミナルケア支援 事業」又は健康政策課で取得できます。

助成金の注意点

- ●申請内容に変更が生じた場合、支援事業を利用する必要がなくなった場合は、 「大田原市若年者在宅ターミナルケア支援事業利用変更(廃止)申請書」を提出して ください。
- ●サービス等を利用した日から2年以内に助成金の請求をしてください。